

★事務用機器



★その他



★その他の付属品など



出せないもの

- 家電リサイクル法対象品(テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)
- 大型の物(概ね 20kg を超えるもの)は粗大ごみとして出してください。

パソコン、携帯電話の個人情報が含まれる情報機器について

従来、パソコン（ディスプレイを含む）は販売店に引き取りを依頼するように案内していましたが、使用済小型家電として新ごみ処理施設では回収することができます。パソコンは個人情報が入っていた情報機器のため地域のリサイクル回収には出さないでください。個人情報を削除した上で役場環境衛生課窓口までお持ちください。

また携帯電話もパソコン同様に個人情報を削除の上、役場環境衛生課窓口までお持ちください。

ご持参いただいたものは委託業者がごみ処理施設に搬入しますが、ただし、個人情報等の漏洩については責任を負いかねますのでご了承ください。なお、ごみ処理施設に直接持ち込むことも可能です。

充電式小型家電について

小型家電の中には、コードレス掃除機やコードレス電話、電動ひげそり、ゲーム機など充電して使用するものがあります。これらにはリチウムイオン電池やニカド電池、ニッケル水素電池が使われています。これらの電池はとても使い勝手のよいものですが、強い衝撃を与えたりすると発火する恐れがあり、燃えないごみになどに混入しパッカー車やごみ処理施設で火災が多々発生しています。

商品本体から電池を取り外せる場合は、本体は使用済小型家電として、電池は絶縁措置をして有害ごみに出してください。その他、電池は家電量販店等にて回収していますのでお近くの家電量販店にお問い合わせください。

また商品本体から容易に電池を取り外すことができない場合は、電池を付けたまま使用済小型家電として出してください。